

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 個人番号（第七条―第十六条）
- 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）
- 第四章 特定個人情報の提供
 - 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）
 - 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条）
- 第五章 特定個人情報の保護
 - 第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条）
 - 第二節 行政機関個人情報保護法の特例等（第二十九条―第三十五条）

- 第六章 特定個人情報保護委員会
 - 第一節 組織（第三十六条―第四十九条）
 - 第二節 業務（第五十条―第五十六条）
 - 第三節 雑則（第五十七条）
- 第七章 法人番号（第五十八条―第六十一条）
- 第八章 雑則（第六十二条―第六十六条）
- 第九章 罰則（第六十七条―第七十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において、「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。
- 2 この法律において、「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。
- 3 この法律において、「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この法律（第四十五条第四項を除く。）において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づき命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを用い、

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に關して行われる他人の個人番号を必要限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第五十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

（基本理念）

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に關する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
- 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによつて、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 三 個人又は法人その他の団体の負担の軽減を図ること。
- 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

2 個人番号及び法人番号の利用に關する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に關する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

3 個人番号の利用に關する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

4 個人番号の利用に關する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に關する国民の理解を深めよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に關し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（事業者の努力）

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に關し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 個人番号

（指定及び通知）

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の第三項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に對し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に對し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受け取ることができるよう、当該交付の手続に關する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所市町村長に届け出なければならない。

7 通知カードの交付を受けている者は、第十七條第一項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人番号とすべき番号の生成）

第八條 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるとする。

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを交換して得られるものであること。

三 前項の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

（利用範囲）

第九條 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があつては、その者を含む。）第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要ならぬ限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要ならぬ限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條若しくは第九十七條第一項、相統税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第二項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九條の四の二第二項、第二十九條若しくは第六項、第二十九條の三第二項若しくは第五項、第三十七條の十一の三第二項若しくは第五項、第九項、第十三項若しくは第十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七條第二項若しくは第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律百十六号）第七

九條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に關して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要ならぬ限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百一十五條第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要ならぬ限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十九條第一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要ならぬ限度で個人番号を利用することができる。

（再委託）

第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第一条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二條 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三條 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第十四條 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。）第十九條第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十條の九から第三十條の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十條の九に規定する機構保存本人確認情報）をいう。第十九條第四号及び第六十七條において同じ。）の提供を求めることができる。

（提供の求めの制限）

第十五條 何人も、第十九條各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十條において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

(本人確認の措置)
 第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード
 (個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所都市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所都市町村長に届け出なければならない。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所都市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号カードの利用)
 第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例(第二号の場合にあつては、政令)で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの、当該事務

第四章 特定個人情報の提供
 第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)
 第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき(第十号に規定する場合を除く。)

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)(が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)(の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)(又は他の振替機関等)に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(の規定により税務署長に提出されるものに限る。))に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百九条第一項（同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行つた審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき、十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき、十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）
 第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。
 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供
 （情報提供ネットワークシステム）
 第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設け、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。
 一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき、
 二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十七条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認めるとき。

（特定個人情報の提供）
 第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。
 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（情報提供等の記録）
 第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。
 一 情報照会者及び情報提供者の名称
 二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時
 三 特定個人情報の項目
 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。
 一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
 四 第三十条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
 五 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。
 （秘密の管理）
 第二十四条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。
 （秘密保持義務）
 第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五章 特定個人情報の保護
 第一節 特定個人情報保護評価
 第二十六条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルの保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。
 2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
 （特定個人情報保護評価）
 第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルの保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴つ政令で定める措置をいう。）の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
 七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項

三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
 四 第三十条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
 五 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。
 （秘密の管理）
 第二十四条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。
 （秘密保持義務）
 第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記載された情報を第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記載されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を行うために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第二節 行政機関個人情報保護法の特例等

(行政機関個人情報保護法の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第八条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)

第十三条第二項、第二十八条第二項及び第三十七条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十七条第二項及び第三十六条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他の理由があるとき、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
第三十六条第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十九条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記載されているとき
第三十六条第一項第二号	第八条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
2 独立行政法人等が保有する特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第四項の規定に基づく場合を除き
第九条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第九条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第九条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第十二条第二項	未成年人又は成年被後見人の法定代理人	未成年人若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項、第二十七条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十六条第二項及び第三十六条第二項	未成年人又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があるとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条第一号の規定により読み替えて適用する行政機関の個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
第三十六条第一項第一号	又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条第一号の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された個人情報（以下「個人情報ファイル」と総称する。）に記録されているとき
第三十六条第一項第二号	第九条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

3
個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第三項第二号	本人	本人の同意があり、又は本人
第二十七条第二項	第二十三条第一項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
（情報提供等の記録についての特例）		
第三十条	行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年人又は成年被後見人の法定代理人	未成年人若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十七条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二十七条第二項	未成年人又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
第三十五条	先当該保有個人情報の提供	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

2
総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関 個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供し てはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十三条第二項及び第二十八 条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十四条第一号及び第二十七 条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供 先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第一七号）第二十三条第三項に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者
3 独立行政法人等が保有する第二十三 条第一項及び第二項に規定する記録に 記録された特定個人情報 報に關しては、独立行政法人等個人 情報保護法第九條第一項から第四項 まで、第十條、第二十一條、第二十二 條、第二十五條、第三十三條、第三 十四條及び第四章第三節の規定は適 用しないものとし、独立行政法人等個人 情報保護法の他の規定の適用につ いては、次の表の上欄に掲げる独立 行政法人等個人情報保護法の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、同表の 下欄に掲げる字句とする。	読み替えられる字句	読み替える字句
第九條第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十二條第一項	自ら利用し、又は提供し てはならない	自ら利用してはならない
第十三條第二項及び第二十八 條第二項	法定代理人	代理人

第十四条第一号及び第二十七 条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供 先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものに限る。）
4 独立行政法人等個人情報保護法第三 条、第五条から第九條第一項まで、 第十二條から第二十條まで、第二十三 條、第二十四條、第二十六條から第三 十一條まで、第三十五條及び第四十六 條第一項の規定は、行政機関、地方公 共団体、独立行政法人等及び地方独 立行政法人以外の者が保有する第二 十三條第一項及び第二項に規定する 記録に記録された特定個人情報につ いて準用する。この場合において、 次の表の上欄に掲げる独立行政法人 等個人情報保護法の規定中同表の中 欄に掲げる字句に読み替えるもの とする。	読み替えられる字句	読み替える字句
第九條第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十二條第二項	自ら利用し、又は提供し てはならない	自ら利用してはならない
第十三條第二項及び第二十八 條第二項	法定代理人	代理人
第十四條第一号及び第二十七 條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第二十三條第一項	及び開示請求者	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第二十六條第一項	開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び第二項に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に關し、手数料を徴収することができる

第三十五条

当該保有個人情報提供

総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。)

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十二条 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護(個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護) 第三十二条 個人情報取扱事業者(個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。)は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第九条第四項の規定に基づく場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱つてはならない。

第三十三条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たつては、当該特定個人情報報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三十五条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道(不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。)を業として行う個人を含む。)報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - 四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)(の用に供する目的
 - 五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)(の用に供する目的
- 2 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第六章 特定個人情報保護委員会

第一節 組織

第三十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三十七条 委員会は、国民生活にとつての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする。

(所掌事務)

第三十八条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。
二 特定個人情報保護評価に関すること。
三 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。
四 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第三十九条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第四十条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に關して十分な知識と経験を有する者及び連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第三項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第四十一条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第四十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)
第四十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)
第四十四条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)
第四十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第四十二条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(事務局)
第四十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、同務を掌理する。

(政治運動等の禁止)
第四十七条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)
第四十八条 委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)
第四十九条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二節 業務

(指導及び助言)
第五十条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)
第五十一条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為を正す者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)
第五十二条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)
第五十三条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

(措置の要求)
第五十四条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図つた上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)
第五十五条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

(国会に対する報告)
第五十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(規則の制定)
第五十七条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第七章 法人番号
第七节 法人番号
(通知等)
第五十八条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等(国の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)であつて、所得税法第二百三十条、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四百四十八条、第四百四十九条若しくは第五百十条又は消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

(情報の提供の求め)

第五十九条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第六十一条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第六十条 国税庁長官は、第五十八条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記載されたものに限る。）その他の当該登記簿に記載された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第五十八条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第六十一条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第八章 雑則

(指定都市の特例)

第六十二条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第六十三条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

第六十四条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(主務省令)
第六十五条 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

(政令への委任)

第六十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第六十七条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十八条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第七十一条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第四十八条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第五十一条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 第五十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 第六十七条から第七十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第七十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十七条、第六十八条、第七十条又は第七十三条から第七十五条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六條（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節第五十四条を除く。、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九條から第十一條まで、第十三條、第十四條、第十六條、第三章、第二十九條第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、第三十條第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三條（第十七條第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五條（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七條（第七十五條（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九條第七項、第二十一條から第二十三條まで並びに第三十條第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）
第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の前において、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができ、

（個人番号の指定及び通知に関する経過措置）
第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八條第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいづれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十條の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八條第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八條第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

4 第七條第三項及び第八條の規定は、前三項の場合について準用する。
5 第一項から第三項までの規定による個人番号の生成若しくは通知又は前項において準用する第八條第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
7 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
（委員会に関する経過措置）
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間における第四十條第一項、第二項及び第四項並びに第四十五條第二項の規定の適用については、第四十條第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五條第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第四十條第一項及び第二項並びに第四十五條第二項の規定の適用については、第四十條第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五條第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。
（政令への委任）
第五条 前三條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（検討等）
第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。
2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
3 政府は、委員会の行う特定個人情報（前項の規定により講ずる措置その他の措置により委員会が特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務をつかさどることとされた場合にあつては、委員会の所掌事務に係る個人情報）の取扱いに関する監視又は監督について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
4 政府は、第十四條第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

<p>5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行つべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするに付いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）</p> <p>二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。</p> <p>三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。</p> <p>7 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に關し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。</p> <p>8 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要があると認められる場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。</p>	<p>別表第一（第九条関係）</p> <p>一 厚生労働大臣 健康保険法第五条第二項又は第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行つこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>二 全国健康保険協会又は健康保険組合 健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>三 厚生労働大臣 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行つこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>四 全国健康保険協会 船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）以下「平成十九年法律第三十号」という。附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第一四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
--	--

<p>五 厚生労働大臣 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>六 都道府県知事 災害救助法（昭和二十二年法律第八十八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>七 都道府県知事 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額の障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>八 市町村長 児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービス等の提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>九 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。） 児童福祉法における助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>十 都道府県知事又は市町村長 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>十一 都道府県知事 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>十二 市町村長 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>十三 厚生労働大臣 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>十四 都道府県知事 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>十五 都道府県知事等 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>十六 都道府県知事又は市町村長 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>十七 国税庁長官 地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
--	---	--	---	--	---	---	--	---	---	---

<p>十八 社会福祉法第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第九十九条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」と総称する。)</p>	<p>社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>十九 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二十六条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長</p>	<p>公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十 厚生労働大臣</p>	<p>戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十一 厚生労働大臣</p>	<p>未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十二 日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十三 財務大臣</p>	<p>国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)による国税等(同法第八十一条に規定する国税等をいう。)の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十四 厚生労働大臣又は共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。)</p>	<p>厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十五 厚生年金基金又は企業年金連合会</p>	<p>厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十六 文部科学大臣又は都道府県教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十七 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会</p>	<p>学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十八 国家公務員共済組合</p>	<p>国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十九 国家公務員共済組合連合会</p>	<p>国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>三十 市町村長又は国民健康保険組合</p>	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十一 厚生労働大臣</p>	<p>国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給(保険料その他の徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの)</p>
<p>三十二 国民年金基金</p>	<p>国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十三 国民年金基金連合会</p>	<p>国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十四 市町村長</p>	<p>知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十五 住宅地区改良法(昭和二十五年法律第八十四号)第二十条に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長</p>	<p>住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十六 厚生労働大臣</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者若しくは例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十七 都道府県知事等</p>	<p>児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十八 国税庁長官</p>	<p>国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当(附帯税)の減免調査(犯則事件の調査を含む。)不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会</p>	<p>地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員共済組合法の長期給付等に関する事務(昭和三十七年法律第二百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十 厚生労働大臣</p>	<p>戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十一 市町村長</p>	<p>老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>四十二 厚生労働大臣</p>	<p>戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

四十三	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十四	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十五	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十六	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十七	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年法律第三十四号」という。附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十八	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十九	市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十	厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十一	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十二	厚生労働大臣	雇用対策法による再就職援助計画の認定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十三	厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十四	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による地方公務員上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六	市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十七	厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五十八	厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による未払賃金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十九	市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（昭和四十八年法律第八十号）（昭和四十八年法律第八十号）（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）と	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一	厚生労働大臣	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による港湾労働者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十二	厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十三	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十四	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居室生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十五	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十六	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年法律第八十二号」という。附則第十八条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十七	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する継続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十八	市町村長	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十九	都道府県知事	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

<p>三十二 厚生労働大臣</p>	<p>三十一 公営住宅法第二十六条第... 都道府市長</p>	<p>三十 社会福祉協議会</p>
<p>戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利子に資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は農林漁業団体職員共済組合</p>	<p>市町村長</p>	<p>厚生労働大臣 後期高齢者医療広域連合</p>
<p>年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体のための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律による年金を支給する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>三十六 厚生年金基金又は企業年金連合会</p>	<p>三十五 厚生労働大臣又は共済組合等</p>	<p>三十四 日本私立学校振興・共済事業団</p>
<p>厚生年金保険法による年金給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>厚生年金保険法による年金給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長 厚生労働大臣 後期高齢者医療広域連合</p>
<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付若しくは若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

六十四 都道府 市町村 長	六十三 都道府 市町村 長	六十二 市町村 長	六十一 市町村 長	六十 地方公 務員共 済組合 又 は 全 国 市 町 村 共 済 組 合 連 合 会	五十九 地方公 務員共 済組合 又 は 全 国 市 町 村 共 済 組 合 連 合 会
母子及び 配偶者の ない者で 現に児童 を扶養し てゐるも の 令 関 定 め る も の	母子及び 配偶者の ない者で 現に児童 を扶養し てゐるも の 令 関 定 め る も の	老人福祉 法による 費用の徴 収に 関する 事務であ つて主 務省令で 定めるも の	老人福祉 法による 福祉の措 置に 関する 事務であ つて主 務省令で 定めるも の	地方公務 員等共済 組合法に よる年金 である給 付の支給 に 関する 事務であ つて主 務省令で 定めるも の	地方公務 員等共済 組合法に よる年金 である給 付の支給 に 関する 事務であ つて主 務省令で 定めるも の
市町村長	都道府県知事等	市町村長	都道府県知事等	厚生労働大臣 補償基金	市町村長
地方税関 係情報であ つて主務 省令で定め るもの	生活保護 関係情報又 は児童扶 養手当関係 情報であつ て主務省令 で定めるも の	生活保護 関係情報であ つて主 務省令で定め るもの	生活保護 関係情報であ つて主 務省令で定め るもの	失業等給 付関係情報 であつて主 務省令で定め るもの	失業等給 付関係情報 であつて主 務省令で定め るもの

七十一 都道府 市町村 長	七十 市町村 長	六十九 都道府 市町村 長	六十八 都道府 市町村 長	六十七 都道府 市町村 長	六十六 都道府 市町村 長	六十五 都道府 市町村 長
雇用対 策法に よる職 業転換 給付金 の支給 に 関する 事務 であ つて 主務 省令 で 定め るも の	母子保 健法に よる費 用の徴 収に 関する 事務 であ つて 主務 省令 で 定め るも の	特別 児童 扶養 手当 等の特 別給 付に 関する 事務 であ つて 主務 省令 で 定め るも の	特別 児童 扶養 手当 等の特 別給 付に 関する 事務 であ つて 主務 省令 で 定め るも の	特別 児童 扶養 手当 等の特 別給 付に 関する 事務 であ つて 主務 省令 で 定め るも の	特別 児童 扶養 手当 等の特 別給 付に 関する 事務 であ つて 主務 省令 で 定め るも の	特別 児童 扶養 手当 等の特 別給 付に 関する 事務 であ つて 主務 省令 で 定め るも の
市町村長	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事等	市町村長	市町村長	市町村長
地方税関 係情報であ つて主務 省令で定め るもの	生活保護 関係情報又 は児童扶 養手当関係 情報であつ て主務省令 で定めるも の	原子爆 弾被爆 者に対 する援 護に 関する 法律に よる特 別給 付に 関する 事務 であ つて 主務 省令 で 定め るも の	年金給 付関係 情報 であ つて主 務省令 で定め るもの	地方税関 係情報 であ つて主 務省令 で定め るもの	年金給 付関係 情報 であ つて主 務省令 で定め るもの	地方税関 係情報 であ つて主 務省令 で定め るもの

七十二 地方公務員災害補償基金	七十三 石炭鉱業年金基金	七十四 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下の欄に掲げる者を含む)	七十五 市町村長	七十六 厚生労働大臣	七十七 厚生労働大臣	七十八 厚生労働大臣	七十九 厚生労働大臣	八十 後期高齢者医療広域連合
地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による公務上に対する主務省令で定めるもの	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による失業等給付金の支給又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による傷病手当金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高年齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高年齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
国民年金法その他の法令による年金である給付とされしている者	厚生労働大臣又は日本年金機構	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	雇用保険法第三十七條第八項に規定する他の法令による給付とされていること	都道府県知事	厚生労働大臣	市町村長 後期高齢者医療 広域連合
国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七條第八項に規定する他の法令による給付に関する情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報 又は介護保険給付関係情報 であつて主務省令で定めるもの

八十一 後期高齢者医療広域連合	八十二 市町村長	八十三 厚生労働大臣又は共済組合等	八十四 厚生労働大臣	八十五 都道府県知事等	八十六 厚生労働大臣
高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の事務に関するもの	昭和六十年法律第三十四号附則第六十七條第一項の事務	昭和六十年法律第三十四号附則第六十七條第一項の事務	中国残留邦人等の円滑な帰国等の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	市町村長	共済組合等	厚生労働大臣又は日本年金機構
年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の事務に関する情報であつて主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第六十七條第一項の事務	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

<p>九十八 確定給付企業年金法 第九十九 確定給付企業年金法 第一項に規定する 企業年金連合会</p>	<p>九十七 都道府県知事又は保健所設置市長 九十六 都道府県知事</p>	<p>九十五 厚生労働大臣又は共済組合等</p>	<p>九十四 市町村長</p>	<p>九十三 市町村長</p>	<p>九十二 市町村長</p>
<p>確定給付企業年金法による給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」とする。）第三十九条第一項に規定する医療に規定する法律に規定する他の法律による給付医療の支</p>	<p>介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>被災者生活再建支援法による給付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>介護保険法による保険料の徴収給付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>介護保険法による保険料の徴収給付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>
<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」とする。）第三十九条第一項に規定する医療に規定する法律に規定する他の法律による給付医療の支</p>	<p>介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条第三項を含む。）第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされて主務省令で定める情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>百二 農業者年金 百一 農業者年金 百 国民年金基金 九十九 確定拠出年金法第三項第一号に規定する事業主</p>	<p>百二 農業者年金 百一 農業者年金 百 国民年金基金 九十九 確定拠出年金法第三項第一号に規定する事業主</p>	<p>百一 農業者年金 百 国民年金基金 九十九 確定拠出年金法第三項第一号に規定する事業主</p>	<p>百一 農業者年金 百 国民年金基金 九十九 確定拠出年金法第三項第一号に規定する事業主</p>	<p>百一 農業者年金 百 国民年金基金 九十九 確定拠出年金法第三項第一号に規定する事業主</p>	<p>百一 農業者年金 百 国民年金基金 九十九 確定拠出年金法第三項第一号に規定する事業主</p>
<p>確定拠出年金法による給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>確定拠出年金法による給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>確定拠出年金法による給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>確定拠出年金法による給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>確定拠出年金法による給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>確定拠出年金法による給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>
<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

<p>百十五 年平 成二 十 五 年 法 律 第 二 十 三 号 附 則 第 一 項 第 三 号 に 規 定 す る 共 済 会</p>	<p>百十四 大臣 厚生 労</p>
<p>平成二十三年法律第五十六号による主務省令で定めるもの</p>	<p>職業訓練の実施等による特 定職者の就職の支援に 関する法律に主務省令で 講ずる法律による職 務給付金の支給に 関する法律に主務省令で 定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>市町村長 国民年金法その他の 法律による給付 の支給を 行つて いるこ と</p>
<p>内閣総理大臣 安倍 晋三 総務大臣 新藤 義孝 財務大臣 麻生 太郎</p> <p>地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 国民年金法その他の法律による年金である給付の支給に 関する情報であつて主務省令で 定めるもの</p>